平成２１年（フ）第１３２号
千葉県長生郡白子町関6922番地３
債務者　田中　道雄
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１３３号
千葉県長生郡白子町関6922番地３
債務者　田中　節子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２号
千葉県茂原市粟生野3505番地15
債務者　大塚　利幸
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第３号
千葉県茂原市粟生野3505番地15
債務者　大塚　美保
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第７号
千葉県茂原市大芝88番地５
債務者　岸野　智美
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２号
千葉県長生郡長生村本郷5517番地23
債務者　鎌田　　博
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
千葉県長生郡長南町地引962番地
債務者　江高　勝男
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
福井県小浜市水取３丁目４番14号
債務者　毛利　丈晴
１　決定年月日時　平成22年２月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第５１０号
山梨県笛吹市石和町松本222番地78
債務者　横内　美子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
山梨県北杜市武川町三吹1101番地１
債務者　野口　玉枝
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
山梨県甲府市後屋町99番地３　エントピアナカザワＣ―201
債務者　深澤　利樹
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０号
山梨県韮崎市中田町小田川783番地５
債務者　功刀こずえ
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
山梨県北杜市大泉町西井出3335番地３
債務者　宮坂恵美子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３号
山梨県都留市法能401番地　メゾンホリウチ101号、申立時の住民票上の住所山梨県甲府市善光寺１丁目18番11号ラ・ルーナ306号
債務者　中井　　永
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
山梨県甲州市塩山熊野660番地１
債務者　佐藤久美子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
愛知県東海市大田町堀切58番地の１
債務者　井上友美子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３号
愛知県愛西市西條町東善太255番地２
債務者　大塚　充代
１　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部